

## 景観政策課の補助金に対する「よくあるご質問」

(補助金制度について)

ご質問	回答
1 どのような建造物が補助対象となりますか。	<p>景観政策課が所管する補助金の対象建造物は、「地区を指定する制度」「建物を指定する制度」のいずれかで指定を受けている建物に限ります。</p> <p>※詳しくは、ホームページ「歴史的建造物等・地区の修理・修景助成制度について」を参照</p>
2 どのような経費が補助対象となりますか。	<p>対象建造物のうち、町並み保存のために、<u>特に必要と認められる外観の修理等の経費の一部</u>に対して、補助を行います。</p> <p>※詳しくは、ホームページ「歴史的建造物等・地区の修理・修景助成制度について」を参照</p>
3 他の補助金と併用することは可能ですか。	<p>対象工事部分について、<u>他の補助金との併用はできません。</u></p> <p>他の補助金を活用される場合は、<u>事前にご相談ください。</u></p>
4 工事完了したものに対しても補助金は受けられますか。	<p><u>交付決定前に着工された工事や完了した工事は、補助対象となりません。</u></p> <p>工事着手前に京都市において、対象工事を確定し、交付決定通知書を交付します。この交付を受けた後に着工して頂けます。</p>
5 補助金はどの程度受けられますか。	<p>補助金額は、各制度に応じて補助率及び上限額を定めています。</p> <p>なお、補助金額は、本市が査定した工事費に各補助率を乗じた金額です。</p> <p>(※ご提出頂いた見積金額に各補助率を乗じた金額ではありません。)</p>

6	補助金を活用して修理した部分に制限はかかりますか。	補助金を利用して工事した箇所は、 <u>10年間適切に維持管理して頂く必要があります。</u> また、 <u>同一箇所には、概ね10年間新たな補助制度の利用はできません。</u>
---	---------------------------	--

## (アンケートについて)

	ご質問	回答
1	アンケート回答時に必要な添付書類を教えてください。	①見積書、②図面、③写真のご提出をお願いします。 添付書類が締切期日に間に合わない場合、アンケート回答用紙のみご提出ください。 ただし、添付書類が全て揃っている方を優先させていただきます。
2	前年度回答した場合も、再度回答が必要ですか。	令和5年度に工事の予定がある場合にご回答ください。 前年度にご回答頂いている場合も、お手数ですが、改めてご回答をお願いします。
3	アンケートに回答すれば、補助金は必ず受けられるのですか。	当該アンケートは、 <u>補助金の交付を確約するものではありません。</u> アンケートを基に、予算確保を行い、補助金対象範囲及び金額等を決定します。 希望される方が多かった場合等は、御希望に添えない場合があります。  ただし、アンケートの回答のない場合は、原則補助金の交付はできません。

## (手続きについて)

	ご質問	回答
1	手続きの流れを教えてください。	【工事の前年度】 ①アンケート回答 見積書・図面・写真を提出

		<p><b>【工事年度】</b></p> <p>②工事の意向・内容確認（原則5月以降）</p> <p>③補助金交付申請・決定書の通知 （補助金交付予定額の決定）</p> <p>④工事着手</p> <p>⑤工事完了・工事代金の支払</p> <p>⑥実績報告・完了検査</p> <p>⑦補助金の交付</p>
2	交付申請時に必要な添付書類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書原本</li> <li>・函面</li> <li>・写真</li> </ul>
3	実績報告時に必要な添付書類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事写真 工事前後及び工事中の各工程がわかるもの</li> <li>・領収書 工事代金全額の支払いが確認できるもの</li> </ul>